④　「断熱改修工事等（省エネ改修工事：１％控除分）」の欄には、証明申請者が法第41条の３の２第５項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第19項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号１）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表２－１の(い)項に掲げる「５－１断熱等性能等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑤　「特定多世帯同居改修工事等（同居改修工事：２％控除分）」の欄には、証明申請者が法第41条の３の２第１項、第５項又は第８項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の４第８項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同欄中、「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。

⑥　「特定耐久性向上改修工事（２％控除分）」の欄には、証明申請者が法第41条の３の２第１項又は第５項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が特定断熱改修工事等と併せて行う施行令第26条の４第９項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同欄中、「第１号工事」、「第２号工事」、「第３号工事」の欄には、備考３(1)①から③により記載するものとし、当該工事が施行令第26条第25項第１号から第３号までのいずれに該当するかに応じ、該当する欄の該当する番号を○で囲むものとし、特定断熱改修工事等については「特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：２％控除分）」の欄に、②又は③のいずれかにより記載するものとする。

⑦　「上記と併せて行う第１号工事～第４号工事（１％控除分）」の欄には、備考３(1)①から④により記載するものとし、施行令第26条第25項第１号から第４号までに規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれかに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

(2)　「(2)実施した工事の内容」の欄には、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第７項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

(3)　「(3)実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。

①　「②　高齢者等居住改修工事等の費用の額等（２％控除分）」の欄のうち、「ア　高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」には、高齢者等居住改修工事等の１～８のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された高齢者等居住改修工事等に、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

②　「③　特定断熱改修工事等の費用の額等（２％控除分）」の欄のうち、「ア　特定断熱改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定断熱改修工事等のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」に記載した場合は１～６のいずれかに該当する工事の合計額を、「改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」に記載した場合は１～４のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定断熱改修工事等に、特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　特定断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

③　「④　特定多世帯同居改修工事等の費用の額等（２％控除分）」の欄のうち、「ア　特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定多世帯同居改修工事等の１～４のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定多世帯同居改修工事等に、特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

④　「⑤　特定耐久性向上改修工事等の費用の額等（２％控除分）」の欄のうち、「ア　特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定耐久性向上改修工事等の１～11のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定耐久性向上改修工事等に、特定耐久性向上改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。